

実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問・意見	回答
1	4	2	2	2.1.4	c)	事業期間	実施方針案に記載のある事業期間について、水運用システムの引渡時期及び菅生配水場の配水場化整備の引渡しが令和9年度であることについて、切替中にも安定的な水運用を確保しながら実施するのは難しいと考えます。 適切な工期確保のため、協議及び再検討をお願いしたく存じます。	検討の結果、実施方針を変更し、水運用管理システムの引渡時期を1年延期し、事業期間も1年延長します。詳細は、「実施方針の変更」をご確認ください。
2	4	2	2.1	2.1.4	c)	事業期間	以下の令和9年度での引き渡しは、「既設調査、仕様決定、機器仕様承諾、現地切替、お客様と維持管理業者への説明など」を考慮するとタイトなスケジュールと考えています。 ＜令和9年度に引渡す設備＞ ・配水管理センター（水運用管理システム） ・菅生配水池（配水場化整備） 次の①、②の事業目的を達成するための、合理的かつ経済性のともなう提案は受け入れられると考えて宜しいでしょうか？ ①実施方針の事業目的(P.2 2.1.3)に耐用年数を迎えると記載がある点 ②要求水準書の事業目的 (P.1 1.2 ウ))に「事業者の創意工夫やノウハウの発揮、最新の ICT 技術の導入による業務品質向上や危機管理対応の迅速化、ライフサイクルコストの低減を図る」	事業者を求める提案については、入札説明書等で示す予定です。 なお、スケジュールについては検討の結果、実施方針を変更し、水運用管理システムの引渡時期を1年延期し、事業期間も1年延長します。詳細は、「実施方針の変更」をご確認ください。
3	4	2	2.1	2.1.4	c)	事業期間	監視機器の保守期限がすでに切れていた場合、部品の製造中止を既に迎えていた場合が想定されます。これらはシステムを更新する上での最大リスクだと考えております。機器故障に加えて、電源入切により復旧しない恐れがあります。施工範囲に含まれる機器が故障した場合、受注者側にて対応でよろしいでしょうか。	本事業で更新・新設した機器が故障した場合は、受注者側での対応です。
4	5	2	2.1	2.1.4	e)	事業者の収入	維持管理業務に係る対価の支払時期は毎四半期ではなく、毎月としていただくことは可能でしょうか。	ご意見として頂戴します。
5	5	2	2.1	2.1.4	e)	事業者の収入 ○設計業務及び建設業務に係る対価	設計業務及び建設業務に係る対価について、実施方針18ページ物価変動リスク分担において一定の範囲を超えた部分を貴市において負担することとなっておりますが、その負担の範囲を契約書等に記載していただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
6	5	2	2.1	2.1.4	e)	事業者の収入 ○維持管理業務に係る対価	「物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う。」とありますが、検討根拠とその結果は毎年事業者に提示していただけますでしょうか。また、改訂指標については、年数の経過とともに実態に合わないケースも散見されます。事業者からの改定提案も受け付けるよう記載していただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。

実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問・意見	回答
7	5	2	2.1	2.1.4	e)	事業者の収入 ○維持管理業務に係る対価	事業者が提供する本事業のサービスが貴市の要求水準を満たしていない場合、貴市はサービスの対価を減額するとのことですが、一時的に本事業のサービスが貴市の要求水準を満たしていなかった場合、一定の期間内までに再度サービスの要求水準を満たせば、減額は免れるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たさない場合には是正指導、勧告等を行い、課された減額ポイントによる減額基準を設ける予定ですが、詳細については入札説明書等で示す予定です。
8	5	2	2.1	2.1.4	e)	事業者の収入	維持管理業務に係る対価で物価変動等を勘案して年1回改定検討とあります。本事業で基準とする物価は何年何月時点であるかご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
9	5	2	2.1	2.1.4	e)	事業者の収入	維持管理業務に係る対価で年1回改定検討とあります。公告から運転管理開始まで約2年の期間があるため、初回は令和9年度の運転管理の開始にあたって実施されると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
10	5	2	2.1	2.1.4	e)	事業者の収入	維持管理業務に係る対価として、「市は、事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的にサービス対価を減額する。」とありますが、「市の要求水準」とは、本要求水準書（案）に記載する事項との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）記載事項および事業者提案についてもサービス水準を満たしていない場合は減額の対象とします。
11	5	2	2.1	2.1.4	e)	事業者の収入	維持管理業務に係る対価として、「市は、事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的にサービス対価を減額する。」とありますが、減額される金額については貴市と受託者の協議の上、決定されるものという認識でよろしいでしょうか。	要求水準を満たさない場合には是正指導、勧告等を行い、課された減額ポイントによる減額基準を設ける予定ですが、詳細については、入札説明書等で示す予定です。
12	5	2	2.1	2.1.4	e)	事業者の収入	各年度毎の検収項目をご教示願います。	事業者提案のセルフモニタリングの内容も考慮して協議により決定します。
13	5	2	2.1	2.1.4	d)	事業範囲	「建設業務」に記載の撤去工事について「土木工事業」又は「建築工事業」の許可が必要と考えますが、3.5.2 b) (3)の参加資格には「電気通信業」及び「機械器具設置業」の許可条件しか記されていません。 上記の許可のみでも参加企業として認めるのであれば「土木工事業」「建築工事業」のみを有する(電気・機械の許可を持たない)企業も参加対象となり得る案件だと考えますので、今一度、参加条件の見直しをお願いします。	構成員の要件を示すものです。必要な許可者を協力企業として準備するなど、実施体制を調整してください。
14	8	3	3.3	3.3.1		募集及び選定のスケジュール（予定）	入札公告後の現場見学会、資料閲覧及び技術対話等の開催は予定されていますでしょうか。	ご意見として頂戴します。
15	8	3	3.3	3.3.1		募集及び選定のスケジュール（予定）	参加表明書および参加資格確認申請書の提出期限はいつごろでしょうか。入札説明書等に関する質問及び意見等の回答公表後が望ましいと考えます。	提出期限は入札説明書等で示す予定です。

実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問・意見	回答
16	9	3	3.3	3.3.2		現場見学会	現場見学会は、令和6年12月2日～13日に、1企業2名までとされています。 本業務は、配水管理センターの他、配水池・配水場、水質モニター等多くの施設が業務対象となります。また、15年間と長期契約であることから、複数名による綿密な現場調査が必要と考えます。さらには、今後公表される入札説明書等において事業者の評価基準、提案書の記載内容が明記されるため、有益な提案内容とすべく、 入札公告後にも現場見学及び資料閲覧の機会を設けて頂くよう希望します。	ご意見として頂戴します。
17	10	3	3.3	3.3.5	d)	実施方針の変更	「実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。」とありますが、例えば、何かしらの理由で実施方針の変更を行わなかった場合でも、回答として公表された内容の優先順位は実施方針に勝るという理解でよろしいでしょうか。また、他の公募資料についても同様という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
18	11	3	3.3	3.3.12		事業契約の締結	落札者の決定と事業契約の締結の期間に年末年始を挟みますので、特別目的会社の設立に要する期間を稼働日で3カ月程度確保いただけますでしょうか。	ご意見として頂戴します。
19	11	3	3.4	3.4.1		協力企業	協力企業は、「業務の一部を特別目的会社から直接受託する予定もしくは可能性があり、特別目的会社には出資しない者（入札参加者となるグループに加わらない企業）」と理解してよろしいでしょうか。	協力企業は代表企業又は構成企業から業務の一部を受託する予定であり、特別目的会社に出資しない者です。
20	11	3	3.4	3.4.1		協力企業	協力企業は「入札参加者となるグループに加わらない企業」と記載がありますので、入札参加表明書及び提案審査書類等では、企業名の記載はできないと考えてよろしいでしょうか。	協力企業の記載は求めませんが、提案書類に記載いただいても構いません。
21	12	3	3.4	3.4.5		参加資格	「参加資格確認基準日以降に、入札参加者の構成員の全部又は一部が参加資格要件を満たさなくなったときは、原則として当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。」と記載がありますが、建設業において、労災事故はやむを得ず発生してしまう可能性があります。労災事故に起因する指名停止等による除外措置の対象外にさせていただきたくご検討をお願いできますでしょうか。	ご意見として頂戴します。
22	13	3	4	3.5.2		個別の参加資格要件	設計業務を行う者と建設業務を行う者が同一企業でも問題ないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	13	3	3.5	3.5.2	a)	設計業務を行う者	「・・・監視制御設備の実設計業務を元請として履行した実績を有していること。」とありますが、これはDB等のデザインビルド方式における実設計業務の履行実績を含むものと考えてよろしいでしょうか。	設計業務を自ら実施していることを履行実績等で確認できれば、DBでも構いません。
24	13	3	4	3.5.2	a)	設計業務を行う者	管理技術者・照査技術者・担当技術者ともに、他の現場の業務と兼任することは可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問・意見	回答
25	14	3	3.5	3.5.2	b)	建設業務を行う者	(1)中に「建設業務を行う者が複数の場合は「電気工事業」又は「機械器具設置工事業」の特定建設業の許可を受けた者がそれぞれ最低1者は参加すること」とありますが、1社が当該要件を満たしていれば他の参加業者は当該建設業の許可を有していなくてもいいのでしょうか。	全ての企業が(1)から(3)の要件を満たす必要があります。そのため、「電気工事業」又は「機械器具設置工事業」の特定建設業の許可は必要です。
26	15	3	3.5	3.5.2	c)	参加資格要件 維持管理業務を担う者	「…上水道又は工業用水道の浄水場又は配水場における施設能力5万m ³ /日以上施設の 運転管理業務の実績を有していること。」と記載されています。最低実績期間(例:1年以上など)の定めは無いとの理解でよろしいのでしょうか。また、契約満了をもって実績とみなされるとの理解でよろしいのでしょうか。	実績期間は求めていません。完了していることを実績とします。
27	15	3	3.6	3.6.1		著作権	「ただし、市は、本事業において公表が必要と認めるときは、提案審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。」とありますが、事前に入札参加者と協議の上、公表されるものと理解してよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	15	3	3.7	3.7.2		代表企業	特別目的会社の代表企業について、設計・建設業務の期間終了後、維持管理業務を担う構成企業と交代することを認めていただけますでしょうか。	代表企業の変更は認めない方針です。代表企業は建設から維持管理まで、事業期間中を通して事業全体に関与する責務があると考えます。
29	15	3	4	3.7.2		特別目的会社の設立要件	特別目的会社の株式を譲渡等する場合、貴市の書面による事前承諾が必要とされていますが、完全無議決権株式の譲渡等については、特別目的会社の経営方針等に影響を及ぼすものではないため、貴市の承諾を不要としていただけないのでしょうか。	経営への影響に関連無く、書面による事前承諾は必要としますが、詳細については入札説明書等で示す予定です。
30	15	3	3.7	3.7.2		特別目的会社の設立要件	特別目的会社の株式を譲渡等する場合、貴市の書面による事前承諾が必要とされていますが、構成企業間で譲渡する場合等、譲受人が公募時の参加資格要件を満たしており、当該譲渡等により特別目的会社の事業実施の継続が阻害されないといえる場合には、貴市による承諾が不合理に拒絶されることはないという理解でよろしいのでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
31	15	3	3.7	3.7.2		特別目的会社の設立要件	「代表企業の出資比率は最大としなければならない。」とありますが、代表企業は過半数の出資が必要との理解でよろしいのでしょうか。	出資比率は最大とし、過半数の指定等はしませんが、代表企業が責任をもって特別目的会社と連携してください。
32	15	3	4	3.7.3		契約締結までに落札者が入札資格を欠くに至った場合の取扱い	入札参加資格を欠き、契約締結に至らなかった場合について、違約金などのペナルティはないと考えてよろしいのでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
33	15	3	3.7	3.7.2		特別目的会社の設立要件	貴市の施設内に設立することはお認めいただけないのでしょうか。	本市施設内での設立は認めません。

実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問・意見	回答
34	15	3	3.7	3.7.1		落札者との契約手続き	特別目的会社の設立が条件の場合、設立への参画が難しい企業も出てくるのが想定されます。貴市にとってより良い競争環境とし、民間にとって創意工夫発揮の機会が得られるようにするため、共同企業体等での参加も認めていただけないでしょうか。	特別目的会社の設立を条件としているのは、長期契約期間中の事業者倒産リスクを想定しているためです。JVとの契約では、構成企業が変わると一旦契約解除となり、新たな契約締結が必要ですが、随意契約の理由がなく、事業者選定が再度必要です。一方で、SPCは法人格を有するため、構成企業が倒産しても、SPCは残り、契約は継続しますので、今回はSPCの設立を必須としています。
35	17	4	4.2	4.2.1		モニタリングの方法と内容	「…市の要求水準を超える独自提案がなされた事項については、その提案に関する達成指標についても併せて提案を求めるが、詳細については市と協議すること。」と記載されています。提案項目に対する達成指標は、提案書での明記は必須であるが、受託後の協議で決定した指標に対して履行義務が生じるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	18	2	4.2	4.1.2		表1 リスク分担(案)	(No8) 消費税変更リスクに関して、具体的にはどのようなリスクが想定されますでしょうか。	事業者側で支払うべき消費税は市はリスクを負いませんという意図です。例えば、インボイス制度の導入によって、消費税納税額が実質増加するという制度変更により納税額が変わっても、事業者のリスクという主旨です。
37	18	2	4.2	4.1.2		表1 リスク分担(案)	(No13)環境リスクに関して、受変電の切替において手段によっては耐荷重リスクがございますが、既設同等品を躯体に新旧併設した場合、耐荷重は持つという理解で宜しいでしょうか。その他、機器の設置に関する条件（特に制約条件）があればご教示ください。この点が固まらないと、事業費の計算ができたいため質問致しました。	入札説明書等で示す予定です。
38	18	2	4.2	4.1.2		表1 リスク分担(案)	(No16)第三者賠償リスクについて質問です。以下は市の負担と考えてよいでしょうか。 ・通信契約が事象者負担となっておりますが、通信会社が起因となる賠償リスクについては、事業者ではリスクを負えません。通信異常や通信仕様の変更などが想定されます。	システムが要求水準書（案）を満足している限りでは、通信障害を起因となる第三者賠償リスクは起こりえないと想定しています。
39	18	2	4.2	4.1.2		表1 リスク分担(案)	(No.10) システム切替リスクに関して、切替手順のリスクと記載がございますが、既設監視機器の改造や電源入切による機器故障のリスクは本工事に含まれるとの理解でよいでしょうか。	本事業で改造された既設設備は事業者側リスクとなります。また、市と協議による施工方法で実施したにも関わらず既設設備が故障した場合は市のリスクとなります。
40	18	4	4	4.1.2		表1 リスク分担(案)	住民対応リスクと環境リスクについて、「事業者の提案内容及び事業者が行う業務（設計・建設・維持管理等）に起因」するものについて、事業者が主にリスクを負担することとなっておりますが、貴市の要求水準や貴市の指示に基づいて提案や業務を実施する中で、善良な事業者の注意義務違反や不備なくリスクが生じた場合には、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表のとおりです。

実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問・意見	回答
41	18	4	4	4.1.2		表1 リスク分担(案)	公共工事標準請負約款第29条にも規定がありますが、「通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下等により第三者に及ぼした損害」については、事業者が善良な管理者の注意義務を怠っていない限り貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
42	18	4	4.1	4.1.2		表1 リスク分担(案)	債務不履行リスクについて、「上記以外の事業の中止・延期」が民間事業者のリスク負担となっておりますが、民間事業者に帰責事由がある場合と考えてよろしいでしょうか。	リスク分担表のとおりです。
43	18	4	4.1	4.1.2		表1 リスク分担(案)	不可抗力リスクに関し、※1注釈に一定程度まで事業者負担とあります。保険対象外となる事業者負担は除外いただけないでしょうか。（例：戦争、暴動、天災等）	付保すべき保険や保険の対象にならないものの一定程度の負担については、入札説明書等で示す予定です。
44	18	4	4.1	4.1.2		表1 リスク分担(案)	用地リスクについて、「工事目的物の建設予定地の確保」が堺市様負担となっておりますが、更新機器設置場所として会議室や書庫等の部屋の使用を事業者より提案された場合の可否判断や備品類の移動及び内装変更は堺市様負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案によるものは事業者の負担です。
45	18	4	4.1	4.1.2		表1 リスク分担(案)	用地リスクで「事前に提示した情報から判断できる範囲を超えるもの」として、提示された情報から事業者が建築物の使用可否や補強有無の判断ができない場合は堺市様負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	18	4	4.1	4.1.2		表1 リスク分担(案)	維持管理費の変動リスクについて、「上記以外の維持管理費の変動(物価変動を除く)」が民間事業者のリスク負担となっておりますが、民間事業者に帰責事由がある場合と考えてよろしいでしょうか。	リスク分担表のとおりです。
47	18	4	4.1	4.1.2		表1 リスク分担(案)	(No19)物価変動リスクについて、「本事業にかかる、インフレ・デフレ(物価変動)にかかる費用増減(一定の範囲内)」とあります。一定の範囲内は事業者負担ですが、各事業費の1%と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
48	18	4	4.1	4.1.2		表1 リスク分担(案)	(No27)要求水準未達リスクについて、「設計、建設、維持管理に係る要求水準の不適合に関するもの」が民間事業者のリスク負担となっておりますが、民間事業者に帰責事由がある場合と考えてよろしいでしょうか。	リスク分担表のとおりです。
49	18	4	4.1	4.1.2		表1 リスク分担(案)	(No12)施設の契約不適合リスクについて、「工事目的物の契約不適合によるもの」が民間事業者のリスク負担となっておりますが、民間事業者に帰責事由がある場合と考えてよろしいでしょうか。	リスク分担表のとおりです。

実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問・意見	回答
50	18					表1 リスク分担(案)	共通_不可抗力リスクにおいて、「戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の遅延・中止に関するもの」のリスク負担が事業者となっています。 また注意書きとして、「※1：不可抗力における費用負担については、建設工事保険等に加入することにより担保するものとし、保険の対象にならないものについては、一定限度までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する」と記載されています。 不可抗力については、事業者側に責めはないため、すべて市の負担が妥当であると考えます。	付保すべき保険や保険の対象にならないものの一定程度の負担については、入札説明書等で示す予定です。
51	19	4	4	4.1.2		表1 リスク分担(案)	リスク分担表(案)維持管理 既設改造リスク No.8は既設改造所掌含め、貴市範囲と考えますがいかがでしょうか。	本事業において既設改造を行った箇所は更新対象設備と同様に事業者のリスクとなります。
52	19	4	4	4.1.2		表1 リスク分担(案)	保険の対象外となるものについては一定程度までは事業者負担、一定程度以上は貴市が負担することになるとのことですが、一定程度か否かを判断する基準は入札説明書等で範囲を明確にしていただけという認識でよろしいでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
53	19	4	4	4.1.2		表1 リスク分担(案)	「不可抗力における費用負担については、建設工事保険等に加入することにより担保するものとし、保険の対象にならないものについては、一定程度までは事業者が負担し、それ以降は市が負担する。」とありますが、事業者提案の場合は応札額の高騰につながると思いますが、入札説明書等で保険の付保対象を明確にさせていただけるという認識でよろしいでしょうか。また、合わせて昨今の保険料の高騰も踏まえ、適切なPSCの算定や市で加入する建物共済の適用をご検討下さい。	入札説明書等で示す予定です。
54	19	4	4	4.1.2		表1 リスク分担(案)	不可抗力の定義に、新型コロナウイルスといった感染症の発生・蔓延も追記いただきますよう、ご検討ください。	ご意見として頂戴します。
55	19	4	4.1	4.1.2		表1 リスク分担(案)	施設損傷リスクについて、「上記以外の工事目的物及び既存施設の損傷に関するもの(不可抗力を除く)」が民間事業者のリスク負担となっておりますが、民間事業者に帰責事由がある場合と考えてよろしいでしょうか。	リスク分担表のとおりです。
56	19	4	4.1	4.1.2		表1 リスク分担(案)	器具備品管理リスクについて、「上記以外の工事目的物及び既存施設の備品等の盗難・破損・紛失(不可抗力を除く)」が民間事業者のリスク負担となっておりますが、民間事業者に帰責事由がある場合と考えてよろしいでしょうか。	リスク分担表のとおりです。
57	19	4	4.1	4.1.2		表1 リスク分担(案)	運転管理リスクについて、「上記以外に起因する損害(不可抗力を除く)」が民間事業者のリスク負担となっておりますが、民間事業者に帰責事由がある場合と考えてよろしいでしょうか。	リスク分担表のとおりです。

実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問・意見	回答
58	19	4	4.1	4.1.2		表1 リスク分担(案)	通信障害リスクについて、「事業者が選定した通信回線の能力不足によるもの」が民間事業者のリスク負担となっておりますが、今般NTTアナログ回線廃止に伴う回線変更が発生しています。この様に通信事業者側の変更、改良に伴う影響は民間事業者のリスクでないと考えますがよろしいでしょうか。	リスク分担表のとおりです。
59	19	4	4.1	4.1.2		表1 リスク分担(案)	データ連携リスクについて、「市のシステムとデータ、NW連携・・・」とありますが、どのようなシステムでしょうか。また連携とは現在どのような連携をされているのでしょうか。	将来的に閉域ネットワークである庁内ネットワークとのデータ連携による業務効率化を想定しています。所定の格納ルールを設けることを想定しています。現在は可搬媒体を用いたデータ移行を行っています。
60	19					表1 リスク分担(案)	維持管理引継ぎリスクにおいて、「前運転管理・巡視点検業務受託者との引継ぎ不備による損害等」のリスク負担が事業者となっております。 業務引き継ぎは、前受託者の協力が不可欠であり、前受託者の不誠実な対応によっては、引継ぎ不備に繋がります。市には前受託者の引継ぎ姿勢等を管理・指導の責任があることから、市側のリスク負担は「△」が妥当と考えます。	ご意見として頂戴します。 記載の引継ぎ不備は、事業者側が適切に引継ぎしなかった場合のリスクです。前の事業者は現契約において同様のリスクを負っています。 また、引継ぎに際しては市を交えて引継ぎのモニタリングを実施するので問題ないと考えています。
61	21	7	7.2	7.2.3	(3)	当事者の責めに帰すことのできない事由の場合	法令の原則上、損害賠償請求は帰責事由のある場合にのみしか認められておりませんが、不可抗力等の場合において損害賠償請求可能とする根拠をご教示いただけますでしょうか。	不可抗力等により事業契約が解除された場合の損害の扱いの詳細については、入札説明書等で示す予定です。
62	21	7	7.2	7.2.3	(3)	当事者の責めに帰すことのできない事由の場合	「不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由」による場合ですので、法令の原則通り、互いに損害賠償請求は行わない整理としていただけますでしょうか。	不可抗力等により事業契約が解除された場合の増加費用及び損害の負担の詳細については、入札説明書等で示す予定です。
63	21	7	7.2	7.2.1	(3)	事業者の責めに帰すべき事由の場合	事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合、貴市は事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができますが、この違約金とは損害の賠償請求とは異なり、別途貴市により設定されるものとの理解でよろしいでしょうか。また、この場合、違約金の金額もしくはその算定方法は入札説明書等であらかじめ明確にいただけたらと理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
1	2	1	1.2	エ	(2)		更新・新設対象設備	1つの対象施設において、更新・新設対象設備と更新・新設対象外設備が含まれております。設備仕様や範囲が分かるように、設備機器台帳（機械・電気・計装・建築付帯）として一覧で提示いただくことは可能でしょうか。	実施方針における資料閲覧で設備機器一覧（参考）として提示していましたが、再提示の対応を検討します。
2	2	1	1	工	(2)		更新・新設対象設備	各設備の更新・新設にあたり、全ての既設管バルブの開閉動作（閉の場合は完全止水）は可能であるものとして提案させて頂きます。しかし、実際の現地にて開閉動作（閉の場合は完全止水）が不可能であり、不断水バルブ等や工程遅延による追加費用が発生した場合は、貴市にてご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	市と協議による施工方法で実施したにも関わらず既設設備が故障した場合は市のリスクとなります。
3	2	1	1	工	(2)		更新・新設対象設備	各種ポンプの更新にあたり、既設コンクリート基礎は十分な強度を有しているものと想定し、基礎の新設は不要であり、また更新するポンプのアンカー仕様は後施工アンカーで問題ないものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおり、設備の設置及び配管工事等の施工にあたって必要となる建築物への影響については十分に確認を行い、補強等が必要な場合は本事業範囲としてください。
4	2	1	1.2	工	(2)	別紙1(2/48)	更新・新設対象設備	休止される施設の撤去範囲は、システム構成図に記載のとおりと考えて良いでしょうか。（受変電設備・運転操作設備等は、含まれない。）	お見込みのとおりです。
5	2	1	1.2	工	(2)	別紙1(2/48)	更新・新設対象設備	休止される施設の撤去は、システム構成図に記載の対象盤のみとし配線等は除外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	2	1	1.2	工	(2)	別紙1(10/48)	更新・新設対象設備	菅生配水池の流入弁および流量計設置場所の埋設深さがわかる図面等を提供願います。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
7	2	1	1.2	工	(2)	別紙1(10/48)	更新・新設対象設備	菅生配水池の水質分岐モニター用取出点および次亜注入点の埋設深さがわかる図面等を提供願います。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
8	2	1	1.2	工	(2)	別紙1(10/48)	更新・新設対象設備	菅生配水池の流出残塩サンプリング点の埋設深さがわかる図面等を提供願います。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
9	2	1	1.2	工	(2)	別紙1(34/48)	更新・新設対象設備	岩室高地配水場におけるバルブ電動化について、既設図面および資料の提供願います。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
10	3	1	1.2	エ	(3)	表2	維持管理対象施設の増減	「維持管理対象施設は将来的に増減する可能性がある。」とありますが、増減に係る設計変更については双方合意の上に行うという理解でよろしいでしょうか。また、設計変更にかかるルールは契約書で示されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	5	1	1.3	エ	(4)	(ア)	設計・建設期間	「以下に示す設備の整備時期の年度末までに対象設備を引渡し、実運用が可能な状態とする。」とありますが、実運用が可能な状態の条件をご提示いただけますでしょうか。	本事業の対象となる設備に要求する性能及び機能を備え、水運用に支障なく設備機器が稼働している状態です。
12	6	1	1	工	(8)		遵守すべき法令等	P8第二章2.1オ)(2)既設改造において、「設備の設置及び配管工事等の施工にあたって必要となる建築物への影響については十分に確認を行い、補強等が必要な場合は本事業範囲とする。」とありますが、旧耐震指針（S56年以前）の建築物の場合は現行基準での遡及は難しいので、旧耐震基準で判断する（既存不適格扱い）と考えてよろしいでしょうか。	設備更新であり、耐震への影響はないと考えていますが、関連する法令は遵守して、対応してください。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
13	6	1	1	工)	(8)		遵守すべき法令等	貴市の共通仕様書や準拠するべき関連法規の記載がありませんが、公告時にお示しいただけると理解してよろしいでしょうか。	準拠すべき設計基準等については入札説明書等で示す予定です。関連法規については、要求水準書（案）第1章 1.2 工) (8)記載のとおり、最新の関係法令を遵守してください。
14	7	1	1.3				用語の定義	修繕の定義に、「本事業の更新・新設対象設備については事業者、更新・新設対象外設備については市の対応となる。」とありますが、更新設備は工事終了後の引き渡し後から「更新・新設対象設備」になるとの認識でよろしいでしょうか。また、「更新・新設対象設備」は更新・新設をした機器を指し、既設流用部は範囲外（更新・新設対象外設備）との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、更新設備は工事終了後の引渡し後から「更新・新設対象設備」になります。ただし、既設改造に伴い設置した機器については「更新・新設対象設備」となりますが、既設流用部は「更新・新設対象外設備」となりません。
15	8	2	2	オ)	(1)		既設改造	「・・・事業者提案において既設改造が必要となる場合は事業者の負担で既設改造を実施すること。」とありますが、既設事業者以外の事業者においては提案時点での既設改造の要否を判別できないため、公平性の観点から、貴市のご負担にて既設改造を実施していただくのが望ましいと考えますがいかがでしょうか。	ご意見として頂戴します。
16	8	2	2.1	オ)	(1)		既設改造	更新・新設対象設備の整備に伴って既設改造した更新・新設対象外設備は、事業者にて既設改造した箇所のみ維持管理業務上「更新・新設対象外設備の保守点検・補修」の対象との理解でよろしいでしょうか。	改造は事業者によりリレー等の設置を行うなどが考えられます。既設改造で新設した部品・設備は「更新・新設対象設備」と同様に、更新対象設備となり、保守点検・修繕の対象となります。なお、補修については要求水準書（案）記載のとおり、事業者の対応となります。
17	8	2	2	オ)	(2)		既設改造	「設備の設置及び配管工事等の施工にあたって必要となる建築物への影響については十分に確認を行い、補強等が必要な場合は本事業範囲とする。」とありますが、提案を行うに際し必要に応じて貴市建築指導課様、所轄消防署等と事前協議に応じて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	発注者としての立場で同席を求められるものであれば協議対応可能です。
18	8	2	2	オ)	(2)		既設改造	「設備の設置及び配管工事等の施工にあたって必要となる建築物への影響については十分に確認を行い、補強等が必要な場合は本事業範囲とする。」とありますが、補強等については設備工事により影響が及ぶ部分的な補強であり、建築物全体の耐震補強工事は別途と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	8	2	2	オ)	(2)		既設改造	「設備の設置及び配管工事等の施工にあたって必要となる建築物への影響については十分に確認を行い、補強等が必要な場合は本事業範囲とする。」とありますが、構造計算書を基に判断した結果、部分的補強で構造条件（荷重条件）満たせばよいと考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	8	2	2	オ)	(2)		既設改造	「設備の設置及び配管工事等の施工にあたって必要となる建築物への影響については十分に確認を行い、補強等が必要な場合は本事業範囲とする。」とありますが、既設構造計算書が提示して頂けない場合の既設構造物の耐力の調査・確認等に関わる業務費用及びその調査結果にて耐震補強など必要となった場合の工事費用は設計変更対象と考えますがよろしいでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
21	8	2	2.1		オ)		既設改造(2)	建築物の耐荷重についての情報を開示願います。	入札説明書等で示す予定です。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
22	9	2	2		(1)	(カ)	監視制御設備	携帯情報端末（タブレット、スマートフォン）はWi-Fi端末ではなくキャリア等の通信回線を含めて事業者提案と考えて良いでしょうか。 その場合、キャリア回線費用は運用費に含めるとの認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	9	2	2		(1)	(キ)	監視制御設備	「制御に関わるネットワークにはIP-VPN等の閉鎖ネットワークを用いること」と記載がありますが、通信会社および回線数については事業者提案と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	9	2	2		(1)	(キ)	監視制御設備	アクアネット大阪端末装置との信号取合い機能はFL-net伝送と考えますがよろしいでしょうか。	現行システムではシリアル通信を行っています。次期通信規格は事業者提案及び協議事項です。
25	9	2	2		(1)	(ケ)	監視制御設備	「水道標準プラットフォームと連携が可能となるよう配慮」とありますが、将来の設備更新が可能なスペースを確保すればよいと考えてよろしいでしょうか。	水道標準プラットフォームの標準インターフェイスに準拠している等、水道標準プラットフォームの機能を将来使う場合に大きな改造が無いよう容易に連携できることを想定しています。
26	9	2	2		(1)	(コ)	監視制御設備	「更新切替中に既設監視制御装置と併用となるが、水運用に支障がないよう配慮すること」と記載があるが、既設運転操作・計装設備から既設PLC-I/Oへの信号は2重化して受け渡ししているため、更新切替中に2重化の片側の信号を更新後PLC-I/Oに取り込むことで新旧水運用管理システムによる切替中の併用監視を考えていますがよろしいでしょうか。	既設設備を使用していただいても構いませんが、更新後のシステムへ切替後においては、要求水準書（案）を満たす必要があります。
27	10	2	2		(1)	(ス)	監視制御設備	「監視制御設備が故障した場合でも自動運転や連動運転が維持できるよう配慮すること」と記載がありますが、現場側PLCが故障した時、運転状態を維持し運転管理員にて設備に支障がないよう対応できればよいと考えますがよろしいでしょうか。	現場側PLCを採用されるシステムである場合に限らず、監視制御設備が故障時においては、人的など手段を問わず、水運用に支障がないように配慮する必要があります。
28	10	2	2.2	(1)	(サ)		監視制御設備	機能面で「現状は計測値の偏差異常等を漏水検知や漏液検知等の警報検知として活用」とありますが、漏液検知等でほかの検知機能もあるのでしょうか。	システムの機能として他の漏液検知等は有していません。
29	11	2	2.2		(2)	(キ)	工事情報登録機能	「工事対象は、設備台帳とのリンクが設定できること」とありますが、設備台帳システムの登録設備に工事の情報を追加登録することを指していると認識していますがよろしいでしょうか。リンクの設定とは、具体的にどのような方法を想定していますでしょうか。	お見込みのとおりです。 登録された工事情報と登録された施設及び設備情報と相互に参照できることを想定しています。具体的なイメージとしては、工事情報に登録されている設備一覧から選択すると選択された設備の情報が体系的に展開されて、確認できるものになります。
30	11	2	2		(2)		設備台帳システム	設備台帳システムへの登録業務は本事業範囲と考えてよろしいでしょうか。その場合、登録するデータ物量がわかる資料をご提示いただけますでしょうか。	設備台帳システムへの登録は事業範囲です。 登録するデータ物量については、実施方針における資料閲覧で設備機器一覧（参考）として提示しています。
31	11	2	2		(3)	(ア)	その他の事項	「中央監視室は将来の設備更新を考慮した設計をすること。ただし（ウ）に記載の旧水運用管理システムとの併用監視に支障がないよう配慮すること」と記載がありますが、将来の設備更新が可能なスペースを確保すればよいと考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
32	12	2	2		(3)	(イ)	その他の事項	ビジネスサイサイドが令和10年3月末に廃止が予定されているが、令和10年3月末以降にも旧水運用監視システムが必要な場合、2重化しているもう一方のVPN(K-OPT)にて旧水運用監視システムを使用したいと考えますがよろしいでしょうか。	VPN(K-OPT)にて旧水運用監視システムを使用させていただいて構いません。
33	12	2	2		(3)	(イ)	その他の事項	別紙2/48ページにてINSネットと接続している各水質モニター（11カ所）ではINSネットが2028年12月にサービス提供の終了となるため、伝送装置の更新も本事業範囲と考えますが、その場合別紙37～43ページの注記に記載がある通り既設盤は流用するものと考えますがよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載しているとおり、更新・新設対象設備となっている水質モニターについては、収納盤も更新対象です。更新対象外の水質モニターについては、既設盤内に設置している伝送装置の更新を行ってください。
34	12	2	2		(3)	(イ)	その他の事項	別紙2/48ページにてINSネットと接続している各水質モニター（11カ所）の既設図面をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
35	12	2	2.2	(3)	(ウ)		表5 関連工事	関連工事の調整への協力その他事業者の責めに帰すことができない事由により増加費用が生じ又は工期内に工事を完成することができないときは、費用の負担又は工期を延長して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
36	12	2	2.2	(3)	(ウ)		その他の事項	工事期間中に発生する既設機器に対する異常対応は貴市で対応して頂けると考えますがよろしいでしょうか。	基本的には既設機器に対する初期対応や補修については事業者対応、修繕は市の対応となります。ただし、既設機器の異常発生事由が施工に伴うものであれば事業者負担と考えます。
37	12	2	2		(3)	(ウ)	その他の事項	令和9年度末までに新水運用管理システムの立上げが不可の場合、受水用設備すべての機能を旧水運用管理システムを貴市で既設改造して頂けると考えますがよろしいでしょうか。	本事業において、旧水運用管理システムの改造が必要ないと考えています。ただし、事業者負担にて旧水運用管理システムを改造することを否定するわけではありません。
38	12	2	2		(3)	(ウ)	その他の事項	別紙2の菅生配水池配水場化整備を新旧水運用管理システムを併用しながら実施する場合、水運用に影響を与えないためには旧水運用管理システムの機能増設が必要と考えます。（切替中は小平尾分岐の計画量と太井新分岐の計画量の調整が必要のため）その場合貴市で機能増設して頂けると考えますがよろしいでしょうか。	本事業において、旧水運用管理システムの改造が必要ないと考えています。ただし、事業者負担にて旧水運用管理システムを改造することを否定するわけではありません。
39	12	2	2		(3)	(エ)	その他の事項	「更新後のLCD監視制御装置においても同時接続は12台以上となることを想定とする」と記載があるが事業者が運転管理をする上で必要なLCD監視制御装置台数が12台未満の場合は、同時接続12台未満の監視制御設備を採用してもよいと考えますがよろしいでしょうか。	LCD監視制御装置の台数及び同時接続数は事業者提案範囲となります。
40	13	2	2		(1)	(ア)	受変電設備（更新）	更新する受変電設備は配水管理センター1階の会議室に配置可能と考えますがよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となりますが、別途建築工事等が必要となる場合の費用は、事業者負担となります。
41	13	2	2		(1)	(イ)	受変電設備（更新）	自家発電設備（既設）の対象負荷および容量計算書をご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
42	13	2	2		(1)	(カ)	受変電設備（更新）	「JIS C 62271-200に準拠」と記載があるが、運転連続性喪失区分（LSC）はLSC1を採用と考えますがよろしいでしょうか。	提案内容になりますが、LSC1には従来のJEM表記でCX,CW,CW+仕切,CW+シャッタの4区分があります。従来のJEMもPWは採用しないとのことですが、LSC1の区分が不明です。必要に応じ仕切板を提案してください。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
43	13	2	2		(1)	(ケ)	受変電設備（更新）	既設接地極の施工図をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
44	13	2	2		(1)	(ケ)	受変電設備（更新）	「必要となる接地極を新たに設置し・・・」と記載がありますが、既設接地極は流用可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	13	2	2		(1)	(サ)	受変電設備（更新）	既設受変電設備用制御電源の仕様・図面をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
46	13	2	2		(1)	(ス)	受変電設備（更新）	「負荷容量は現状と同等とする」と記載がありますが、各種容量計算を実施するにあたり負荷リストをご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
47	13	2	2		(1)	(セ)	受変電設備（更新）	「更新時の停電可能時間は1時間とする」と記載がありますが、時期や時間帯を考慮すれば停電可能時間が1時間以上可能と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。停電時間については別途協議にて決定します。
48	13	2	2		(1)	(セ)	受変電設備（更新）	「更新時の停電可能時間は1時間とする」と記載がありますが、機器および設備毎の停止可能時間をご提示いただけますでしょうか。	停止可能時間が1時間であることに配慮してください。詳細については契約締結後の協議で提示します。
49	13	2	2		(1)	(ソ)	受変電設備（更新）	新受変電設備（屋外キュービクル含む）から既設盤間のケーブルは流用可能と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	13	2	2		(1)	(ソ)	受変電設備（更新）	新受変電設備（屋外キュービクル含む）から既設盤間のケーブルが流用不可の場合を考慮し、電源供給が必要な既設盤の盤図および施工図・ケーブルルート図をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
51	13	2	2		(1)	(ア)	受水制御弁（新設）	【共通】（各機場） 既設埋設配管の管種、管径、埋設深などが判る資料をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
52	13	2	2		(1)	(3)	受水制御弁（新設） 次亜塩素素注入設備（新設）	バイパス管、受水制御弁及び次亜塩素素注入設備工事に際し、地中障害物はないものとし、そのリスク（費用負担）は貴市所掌と考えてよろしいでしょうか。	実施方針における資料閲覧等で提示した資料では確認できない地下障害物による費用負担は本市で行います。
53	13	2	2		(1)	(3)	受水制御弁（新設） 次亜塩素素注入設備（新設）	【共通】（各機場） 場内配管工事に伴う舗装などの復旧工事は、部分復旧と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	13	2	2		(1)		受水制御弁（新設）	受水制御弁などの据え付け工事で重機などを使用を計画するため、場内舗装エリア（車幅など）、場内整備図などの資料をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
55	13	2	2		(1)		受水制御弁（新設）	受水制御弁などの据え付け工事で重機などが通行するため、当該エリアでの別途工事の有無、その期間などをご提示いただけますでしょうか。	現時点では別途工事の予定はございません。
56	13	2	2		(1)		受水制御弁（新設）	受水制御弁などの据え付け工事後のフラッシングでの排水先などをご提示いただけますでしょうか。	通水作業（洗管）作業については本市にて実施します。
57	13	2	2		(1)	(ア)	受水制御弁（新設）	受水制御弁を新設で設置するにあたり、埋設物などを確認したいので場内配管図などの資料をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
58	13	2	2		(1)	(イ)	受水制御弁（新設）	「受水量は350 m ³ /h～600 m ³ /h、受水圧は8m～25m 程度を想定している。」と記載がありますが、受水量350 m ³ /hの時に受水圧は25m、受水量600 m ³ /hの時に受水圧は8mであり、この受水圧は場内配管芯（PCL）からの水頭圧であるものと理解してよろしいでしょうか。 また、受水圧とは具体的に場内のどの地点での水圧を示しているのでしょうかご教示願います（例 菅生No.1配水池既設手動流入弁）	受水圧は、菅生配水池のH.W.L（OP+89.84m）の水頭圧になります。
59	13	2	2.4		(1)		制御弁	制御弁に関する仕様については、大阪広域水道企業団様との共通仕様の側面があるかと存じます。弁の仕様に指定はございませんでしょうか。	特にございません。
60	14	2	2		(1)	(ウ)	受水制御弁（新設）	「キャビテーション、維持管理等を考慮した受水制御弁とすること。」とありますが、この条件は（イ）に示された内容を満足すれば良いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。（イ）の条件を満たした上で、キャビテーション等が発生しないよう考慮した受水制御弁を選定してください。
61	14	2	2		(1)	(オ)	受水制御弁（新設）	受水制御弁の弁室を設置する場合、重量物の設置となるので土質条件など（N値）をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
62	14	2	2		(2)	(ア)	受水流量計（新設）	「流量計の形式は挿入式電磁流量計とすること。」と記載がありますが、この流量計の弁室、前後の手動弁、バイパス管およびバイパス手動弁の設置も必要であるものと理解してよろしいでしょうか。	流量計の維持管理上、人孔などの設置は、必要と考えますが、前後の手動弁、バイパス管およびバイパス手動弁の設置は必須ではありません。ただし、事業者提案による設置を否定するわけではありません。
63	14	2	2		(3)	(イ)	次亜塩素素注入設備（新設）	空調設備を設置するに際し、隣室への結露を考慮し断熱性能を確保する措置が必要と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。
64	14	2	2		(3)		次亜塩素素注入設備（新設）	注入点までのルートを計画するため、場内全体の図面（建物などの配置図）、場内配管図などをご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
65	14	2	2		(3)		次亜塩素素注入設備（新設）	次亜塩素酸注入設備を計画するため、建屋断面図、仕上げ表など詳細な図面などをご提示いただけますでしょうか。また、建屋に関する構造計算書についてもご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
66	14	2	2		(3)	(オ)	次亜塩素素注入設備（新設）	「次亜塩素素貯蔵槽は1日平均注入量の10日分以上とし、2基以上とすること。」とありますが、2基で10日分以上の容量を満足すれば良いと考えてよろしいでしょうか。	次亜塩素素貯蔵槽1基が1日平均注入量の10日分以上を満たす容量となります。
67	14	2	2		(3)	(オ)	次亜塩素素注入設備（新設）	次亜塩素素注入設備には防液堤が必要であると考えます。この防液堤容量は貯蔵槽が複数基となっても1基当りの貯蔵容量で提案すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	防液堤内に貯蔵している次亜塩素素貯蔵槽の全ての容量で計算する必要があります。
68	14	2	2		(4)	(エ)	菅生配水場（配水場化整備）	流出残留塩素計サンプリング点は屋内（中区加圧系ポンプ棟）内と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。
69	14	2	2				菅生配水場（配水場化整備）	要求水準書別紙110ページの挿入型流量計、受水制御弁、水質分岐モニター用取り出し点、次亜注入点の図示配置は参考位置と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。設置位置に関しては、事業者提案の範囲となります。ただし各機器の機能に影響のないよう配慮してください。
70	14	2	2				菅生配水場（配水場化整備）	φ400受水管から北応急給水塔への分岐は北応急給水場からの分岐でしょうか、No.1配水池からの分岐（供給）でしょうか。（関連：要求水準書別紙19,10ページ）	北応急給水塔へはNo.1配水池流出管φ500より分岐しており、φ400受水管からは分岐していません。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
71	14	2	2				菅生配水場（配水場化整備）	No.53の質問にて別紙1 10ページがが正の場合、挿入型流量計、受水制御弁、水質分岐モニター用取り出し点、次亜注入点の配置は、それぞれ図のとおり北応急給水塔の前後に配置する必要があると考えてよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。
72	14	2	2				菅生配水場（配水場化整備）	挿入型流量計、受水制御弁等工事期間中は、北応急給水場（北応急給水塔）への入場はなく、応急給水時は配水池側より給水を行うと考えてよろしいでしょうか。（関連：要求水準書別紙1 10ページ）	お見込みのとおりです。
73	14	2	2				菅生配水場（配水場化整備）	北応急給水場（北応急給水塔）の入口門扉周辺には侵入センサーなどの埋設物はないと考えてよろしいでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
74	14	2	2				菅生配水場（配水場化整備）	受水制御弁室を設置した場合、弁室に滞水した水の排水先をご提示いただけますでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。
75	15	2	3		(1)		中区加圧系配水ポンプ及び圧力タンク（更新）	今回更新対象機器は既設と異なる機器（機器重量が異なるなど）であることを想定して、既設建築物の構造計算（機械基礎部の強度を含め）などをご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
76	15	2	3		(1)		中区加圧系配水ポンプ及び圧力タンク（更新）	機器更新を計画するため、既設構造物に関する搬入開口などの大きさ、概略の搬入経路などをご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
77	15	2	3		(1)		中区加圧系配水ポンプ及び圧力タンク（更新）	機器据付後の運転確認などで排水先等をご提示いただけますでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。
78	15	2	3		(1)		中区加圧系配水ポンプ及び圧力タンク（更新）	ポンプや圧力タンクの更新は、あくまで機器を更新すれば良く、配管などは既設流用する考えでよろしいでしょうか。	ご提案内容にもよりますが、既設流用が可能であれば使用していただいて構いません。
79	15	2	3		(2)		高区加圧系配水ポンプ及び圧力タンク（更新）	ポンプや圧力タンクの更新は、あくまで機器を更新すれば良く、配管などは既設流用する考えでよろしいでしょうか。	ご提案内容にもよりますが、既設流用が可能であれば使用していただいて構いません。
80	15	2	3		(3)		自家発電設備（更新）	更新する自家発電設備の対象負荷、容量、始動方式をご提示いただけますでしょうか。	対象負荷については入札説明書等で示す予定です。容量については、事業者提案範囲となります。始動方法については、要求水準書(案)を参照してください。
81	15	2	3		(3)		自家発電設備（更新）	敷地境界における騒音規制値をご提示いただけますでしょうか。	本市HPを確認してください。
82	15	2	3		(3)	(イ)	自家発電設備（更新）	既設発電機撤去後の位置へ設置する場合、時期や期間を貴市と協議した上で、更新時は自家発電設備によるバックアップが不可となる考えでよろしいでしょうか。	自家発電設備による給電が不可能となる時間を極力短くできるような事業者提案を求めます。
83	15	2	3		(3)	(イ)	自家発電設備（更新）	自家発電設備は周辺環境に配慮して屋外型としてもよい。とございますが、敷地内ポーリングデータがございましたらご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
84	15	2	3		(3)	(イ)	自家発電設備（更新）	周辺環境に配慮して屋外設置型とする場合、騒音規制を遵守する事に加え、目隠しフェンスなどで設備を覆うような視覚的にも配慮をする考えでよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
85	15	2	3		(4)		その他（更新）	圧力タンクは停電時などの水撃用のサージタンクの役目と考えてよろしいでしょうか。既設に予備タンクがありませんので、中区、高区、それぞれの圧力タンク更新時は水撃対策ができなくなります。なるべく更新期間は短くしますが、この期間のリスクにつきましては貴市と考えてよろしいでしょうか。	圧力タンクは水撃サージ用ではなく、停電時の配水圧の確保が目的であるため、ポンプの運転自体にリスクはないと考えます。施工方法について市が承認した上で、圧力タンクの施工中における停電時の配水への影響は本市のリスクとなります。
86	15	2	3		(4)		その他（更新）	「更新時において、中区加圧系配水ポンプは最低1台、高区加圧系配水ポンプは最低2台の運転を確保すること。」とありますが、運転制御の関係から更新する号機の順番などに制約があればご提示いただけますでしょうか。	特にございませぬ。
87	15	2	3		(4)		その他（更新）	ポンプや圧力タンクの更新後に機器の洗浄、配管の洗管、試運転が必要と考えます。排水の放流可能場所やその水量についてご教示願います。また、ポンプの試運転は各配水池へ送水しながら実施する、または、別途送水管ドレンから排水するなど基本思想についてご提示いただけますでしょうか。また、その場合の排水量もご提示いただけますでしょうか。配水池に送水可能とする判断は貴市にて実施いただけるものと考えておりますがよろしいでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。 送水可能の判断は本市が行います。
88	15	2	3		(4)		その他（更新）	更新検討するにあたり配管の埋設位置や深さ、止水することができる既設バルブの位置、配管の管種などが分かる詳細図面が必要ですのでご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
89	15	2	3		(4)		その他（更新）	別紙1 12ページにて変圧器盤は既設流用となっておりますが、詳細設計にて配水ポンプの増強に伴い容量アップが発生した場合、貴市で機能増設して頂けると考えますがよろしいでしょうか。	提案内容によりますが、必要な機能増設は市の負担と考えています。
90	15	2	3		(4)		その他（更新）	別紙1 12,13ページにて電源・補機盤や計装盤等の運転操作・計装設備が今回更新となっております。各設備の仕様条件をご提示いただけますでしょうか。	別紙1や閲覧資料をもとに、事業者提案を求めるものとします。
91	15	2	3		(4)		その他（更新）	別紙1 12,13ページにて電源・補機盤や計装盤等の運転操作・計装設備が今回更新となっております。既設盤の図面、施工図をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
92	15	2	3		(4)		その他（更新）	今回更新する電源・補機盤、計装盤等～既設盤、既設機器間のケーブルは流用可能と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
93	15	2	3		(4)		その他（更新）	今回更新する電源・補機盤、計装盤等～既設盤、既設機器間のケーブルが流用不可の場合を考慮し、電源供給に必要な既設盤の盤図および施工図・ケーブルルート図をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
94	15	2	3		(4)		その他（更新）	別紙1 12,13ページにて電源・補機盤等が今回更新となっておりますが、機器および設備毎の停止可能時間をご提示いただけますでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。
95	16	2	3		(1)		受変電設備（更新）	各種容量計算を実施するにあたり負荷リストをご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
96	16	2	3		(1)	(ア)	受変電設備（更新）	本事業で更新する盤はポンプ棟の書庫に配置可能と考えますがよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
97	16	2	3		(1)	(カ)	受変電設備（更新）	「JIS C 62271-200に準拠」と記載があるが、運転連続性喪失区分（LSC）はLSC1を採用と考えますがよろしいでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
98	16	2	3		(1)	(コ)	受変電設備（更新）	既設接地極の施工図をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
99	16	2	3		(1)	(コ)	受変電設備（更新）	「必要となる接地極を新たに設置し・・・」と記載がありますが、既設接地極は流用可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	16	2	3		(1)	(シ)	受変電設備（更新）	既設受変電設備用制御電源の仕様・図面をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
101	16	2	3		(1)	(セ)	受変電設備（更新）	別紙1 18ページに「既設C/Cを廃止し、配電盤に取り込む」と記載があるが、動力制御盤または電源分電盤へ更新すると考えますがよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。
102	16	2	3		(1)	(セ)	受変電設備（更新）	別紙1 18～22ページにて運転操作・計装設備が今回更新と記載されています。各設備の仕様条件をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
103	16	2	3		(1)	(セ)	受変電設備（更新）	別紙1 18～22ページにて運転操作・計装設備が今回更新と記載されています。既設盤の図面、施工図をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
104	16	2	3		(1)	(セ)	受変電設備（更新）	今回更新する各盤～既設盤、既設機器間のケーブルは流用可能と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
105	16	2	3		(1)	(セ)	受変電設備（更新）	今回更新する各盤～既設盤、既設機器間のケーブルが流用不可の場合を考慮し、電源供給が必要な既設盤の盤図および施工図・ケーブルルート図をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
106	16	2	3		(1)	(セ)	受変電設備（更新）	別紙1 18～22ページにて運転操作・計装設備が今回更新と記載されています。機器および設備毎の停止可能時間をご提示いただけますでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。
107	16	2	3		(1)	(ソ)	受変電設備（更新）	更新時の停電可能時間をご提示いただけますでしょうか。	ポンプの停止可能時間が5時間であることに配慮してください。詳細については契約締結後の協議で提示します。
108	16	2	3		(1)	(ソ)	受変電設備（更新）	「更新時のポンプ停止可能時間は5時間とする。」とありますが、揚水ポンプは2台常用で1台予備の構成となっていますので、常用ポンプ2台を確保し、1台ずつポンプを停止し更新することで運用に影響なく更新可能です。つまり揚水ポンプ1台停止は本項目におけるポンプ停止時間ではないと解釈しますがよろしいでしょうか。	当該記載は受変電設備におけるポンプの停止時間となります。稼働中の設備のためポンプ更新における施工方法等については事業者にて立案し、市の承認を受ける必要があります。
109	16	2	3		(2)		自家発電設備（新設）	自家発電設備（新設）の対象負荷、容量、始動方式をご提示いただけますでしょうか。	対象負荷については入札説明書等で示す予定です。容量については、事業者提案範囲となります。始動方法については、要求水準書(案)を参照してください。
110	16	2	3		(2)		自家発電設備（新設）	敷地境界における騒音規制値をご提示いただけますでしょうか。	本市HPを確認ください。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
111	16	2	3		(2)	(イ)	自家発電設備 (新設)	新設する自家発電設備は、屋内への設置を基本としますが、設置位置は、既設監視棟倉庫と考えてよろしいでしょうか。その他ご検討されている部屋がございましたらご提示いただけますでしょうか。 屋内設置とは既設建築物内という解釈で、新たに自家発電設備の為に建築物を構築することではないという考えでよろしいでしょうか。	設置場所については、事業者提案の範囲となります。 屋内設置の考えについては、お見込みのとおりですが、建築物を構築することを否定するものではありません。
112	16	2	3		(2)	(イ)	自家発電設備 (新設)	自家発電設備は、「周辺環境に配慮して屋外型としてもよい。」とございますが、敷地内ポーリングデータをご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
113	16	2	3		(2)	(イ)	自家発電設備 (新設)	周辺環境に配慮して屋外設置型とする場合、騒音規制を遵守する事に加え、目隠しフェンスなどで設備を覆うような視覚的にも配慮をする考えでよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。
114	16	2	3		(3)		揚水ポンプ設備 (更新)	揚水ポンプは3台で1台予備となっています。運転制御の関係から更新する号機の順番などに制約があればご提示いただけますでしょうか。	特にございません。
115	16	2	3		(3)		揚水ポンプ設備 (更新)	揚水ポンプの更新検討にあたりポンプの設置状況が分かる詳細図面が必要ですのでご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
116	16	2	3		(3)		揚水ポンプ設備 (更新)	ポンプや配管の更新後に機器の洗浄、配管の洗管、試運転が必要と考えます。排水の放流可能場所やその水量についてご提示いただけますでしょうか。また、ポンプの試運転は各配水池へ送水しながら実施する、または、別途送水管ドレンから排水するなど基本思想についてご提示いただけますでしょうか。また、その場合の排水量もご提示いただけますでしょうか。配水池に送水可能とする判断は貴市にて実施いただけるものとする考えでよろしいでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。 送水可能の判断は本市が行います。
117	16	2	2.6		(3)		揚水ポンプ設備 (更新)	(3)に示す(ア)から(ウ)の条件を満たした設計をすれば、本揚水ポンプにおける水撃検討は不要と考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、事業者提案の検討として水撃作用対策導入を否定するものではありません。
118	16	2	3		(3)		揚水ポンプ設備 (更新)	揚水ポンプの更新は、あくまで機器を更新すれば良く、配管などは既設流用する考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
119	16	2	3		(3)		揚水ポンプ設備 (更新)	更新する揚水ポンプは既設と同程度を想定するが、若干異なる可能性があると考えた場合、既設の機械基礎形状、強度、搬入開口形状などをご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
120	16	2	3		(3)		揚水ポンプ設備 (更新)	揚水ポンプ据付後の運転確認などで排水先等をご提示いただけますでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。
121	16	2	3		(3)	(イ)	揚水ポンプ設備 (更新)	台数構成は3台で1台予備との記載について、水位により2台同時運転を想定しているのかご提示いただけますでしょうか。	状況によっては2台同時運転も想定しています。
122	17	2	3				桃山台配水場	別紙1 26ページに「A～D系のコントロールセンターは廃止、配電盤に取り込む」と記載があります。動力制御盤または電源分電盤へ更新する考えますがよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
123	17	2	3				桃山台配水場	別紙1 24ページの今回更新範囲にコントロールセンタが記載されていますが、補助継電器盤も今回更新範囲と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。
124	17	2	3				桃山台配水場	別紙1 24～26ページにて運転操作設備が今回更新と記載されています。各設備の仕様条件をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
125	17	2	3				桃山台配水場	別紙1 24～26ページにて運転操作設備が今回更新と記載されています。既設盤の図面、施工図をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
126	17	2	3				桃山台配水場	今回更新する各盤～既設盤、既設機器間のケーブルは流用可能と考えますかよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
127	17	2	3				桃山台配水場	今回更新する各盤～既設盤、既設機器間のケーブルが流用不可の場合を考慮し、電源供給が必要な既設盤の盤図および施工図・ケーブルルート図をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
128	17	2	3				桃山台配水場	別紙1 24～26ページにて運転操作設備が今回更新と記載されています。機器および設備毎の停止可能時間をご提示いただけますでしょうか。	ポンプの停止可能時間が2時間であることに配慮してください。詳細については契約締結後の協議で提示します。
129	17	2	3		(1)		受変電設備 (更新)	各種容量計算を実施するにあたり負荷リストをご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
130	17	2	3		(1)	(カ)	受変電設備 (更新)	「JIS C 62271-200に準拠」と記載があるが、運転連続性喪失区分（LSC）はLSC1を採用と考えますかよろしいでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
131	17	2	3		(1)	(コ)	受変電設備 (更新)	既設接地極の施工図をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
132	17	2	3		(1)	(ク)	受変電設備 (更新)	「必要となる接地極を新たに設置し・・・」と記載がありますが、既設接地極は流用可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
133	17	2	3		(1)	(シ)	受変電設備 (更新)	既設受変電設備用制御電源の仕様・図面をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
134	17	2	3		(1)	(セ)	受変電設備 (更新)	更新時の停電可能時間をご提示いただけますでしょうか。	ポンプの停止可能時間が2時間であることに配慮してください。詳細については契約締結後の協議で提示します。
135	17	2	3		(2)		自家発電設備 (新設)	自家発電設備（新設）の対象負荷、容量、始動方式をご提示いただけますでしょうか。	対象負荷については入札説明書等で示す予定です。 容量については、事業者提案範囲となります。 始動方法については、要求水準書(案)を参照してください。
136	17	2	3		(2)		自家発電設備 (新設)	敷地境界における騒音規制値をご提示いただけますでしょうか。	本市HPを確認してください。
137	17	2	3		(2)		自家発電設備 (新設)	自家発電設備は「周辺環境に配慮して屋外型としてもよい。」とございますが、敷地内ボーリングデータをご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
138	17	2	3		(2)		自家発電設備 (新設)	新設する自家発電設備は、屋内への設置を基本としますが、設置位置は、既設建築物で活用できる部屋という解釈で、新たに自家発電設備の為に建築物を構築することではないという考えでよろしいでしょうか。 既設建築物で既にご検討されている位置がございましたらご提示いただけますでしょうか。	設置場所については、事業者提案の範囲となります。 屋内設置の考えについては、お見込みのとおりですが、建築物を構築することを否定するものではありません。
139	17	2	3		(2)		自家発電設備 (新設)	周辺環境に配慮して屋外設置型とする場合、騒音規制を遵守する事に加え、目隠しフェンスなどで設備を覆うような視覚的にも配慮をする考えでよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。
140	17	2	3				岩室配水場	別紙1 31～33ページにて運転操作設備が今回更新と記載されています。 運転操作設備の仕様条件をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
141	17	2	3				岩室配水場	別紙1 31～33ページにて運転操作設備が今回更新と記載されています。 既設盤の図面、施工図をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
142	17	2	3				岩室配水場	今回更新する各盤～既設盤、既設機器間のケーブルは流用可能と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
143	17	2	3				岩室配水場	今回更新する各盤～既設盤、既設機器間のケーブルが流用不可の場合を考慮し、電源供給が必要な既設盤の盤図および施工図・ケーブルルート図をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
144	17	2	3				岩室配水場	別紙1 31～33ページにて運転操作設備が今回更新と記載されています。機器および設備毎の停止可能時間をご提示いただけますでしょうか。	ポンプの停止可能時間が3時間であることに配慮してください。詳細については契約締結後の協議で提示します。
145	17	2	3		(1)		受変電設備 (更新)	各種容量計算を実施するにあたり負荷リストをご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定です。
146	18	2	3		(1)	(カ)	受変電設備 (更新)	「JIS C 62271-200に準拠」と記載があるが、運転連続性喪失区分（LSC）はLSC1を採用と考えますがよろしいでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
147	18	2	3		(1)	(コ)	受変電設備 (更新)	既設接地極の施工図をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
148	18	2	3		(1)	(ク)	受変電設備 (更新)	「必要となる接地極を新たに設置し・・・」と記載がありますが、既設接地極は流用可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
149	18	2	3		(1)	(シ)	受変電設備 (更新)	既設受変電設備用制御電源の仕様・図面をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
150	18	2	3		(1)	(セ)	受変電設備 (更新)	既設直流電源装置、無停電電源装置の仕様・図面をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
151	18	2	3		(1)	(ゼ)	受変電設備 (更新)	今回更新する無停電電源装置の仕様条件をご提示いただけますでしょうか。	事業者提案の範囲となります。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
152	18	2	3		(1)	(ソ)	受変電設備 (更新)	更新時の停電可能時間をご提示いただけますでしょうか。	ポンプの停止可能時間が3時間であることに配慮してください。詳細については契約締結後の協議で提示します。
153	18	2	3		(1)	(ソ)	受変電設備 (更新)	「更新時のポンプ停止可能時間は3時間とする。」とありますが、送水ポンプは2台常用で1台予備の構成となっていますので、常用ポンプ2台を確保し、1台ずつポンプを停止し更新することで運用に影響なく更新可能です。つまり送水ポンプ1台停止は本項目におけるポンプ停止時間ではないと解釈しますがよろしいでしょうか。	当該記載は受変電設備におけるポンプの停止時間となります。稼働中の設備のためポンプ更新における施工方法等については事業者にて立案し、市の承認を受ける必要があります。
154	18	2	3		(2)		自家発電設備 (新設)	自家発電設備（新設）の対象負荷、容量、始動方式をご提示いただけますでしょうか。	対象負荷については入札説明書等で示す予定です。容量については、事業者提案範囲となります。始動方法については、要求水準書(案)を参照してください。
155	18	2	3		(2)		自家発電設備 (新設)	敷地境界における騒音規制値をご提示いただけますでしょうか。	本市HPを確認してください。
156	18	2	3		(2)		自家発電設備 (新設)	自家発電設備は「周辺環境に配慮して屋外型としてもよい。」とございますが、敷地内ボーリングデータをご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
157	18	2	3		(2)		自家発電設備 (新設)	新設する自家発電設備は、屋内への設置を基本とすると思いますが、設置位置は、既設建築物で活用できる部屋という解釈で、新たに自家発電設備の為に建築物を構築することではないという考えでよろしいでしょうか。 既設建築物で既にご検討されている位置がございましたらご提示いただけますでしょうか。	設置場所については、事業者提案の範囲となります。屋内設置の考えについては、お見込みのとおりですが、建築物を構築することを否定するものではありません。
158	18	2	3		(2)		自家発電設備 (新設)	周辺環境に配慮して屋外設置型とする場合、騒音規制を遵守する事に加え、目隠しフェンスなどで設備を覆うような視覚的にも配慮をする考えでよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。
159	18	2	3		(3)		送水ポンプ設備 (更新)	(3) に示す(ア) から(ウ) の条件を満たした設計をすれば、本揚水ポンプにおける水撃検討は不要と考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、事業者提案の検討として水撃作用対策導入を否定するものではありません。
160	18	2	3		(3)		送水ポンプ設備 (更新)	ポンプや配管の更新後に機器の洗浄、配管の洗管、試運転が必要と考えます。排水の放流可能場所やその水量についてご提示いただけますでしょうか。また、ポンプの試運転は各配水池へ送水しながら実施する、または、別途送水管ドレンから排水するなど基本思想についてご提示いただけますでしょうか。また、その場合の排水量もご提示いただけますでしょうか。配水池に送水可能とする判断は貴市にて実施いただけるものと考えますよろしいでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。送水可能の判断は本市が行います。
161	18	2	3		(3)		送水ポンプ設備 (更新)	更新する送水ポンプは既設と同程度を想定するが、若干異なる可能性があると考えた場合、既設の機械基礎形状、強度、搬入開口形状などをご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
162	18	2	3		(3)		送水ポンプ設備 (更新)	送水ポンプ据付後の運転確認などで排水先等をご提示いただけますでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
163	18	2	3		(3)	(ア)(イ)	送水ポンプ設備（更新）	平常時と非常時で吐出量と揚程がそれぞれ記載しているが、選定するポンプ機種によっては両方の仕様を満足しない可能性があります。この場合は平常時の仕様を優先とし、非常時は記載仕様に近い仕様と考えてよろしいでしょうか。また、非常時の頻度をご提示いただけますでしょうか。	要求水準の性能を満たす必要があります。現時点では、非常時の頻度は4～5回/年を想定しています。
164	18	2	3		(3)	(ウ)	送水ポンプ設備（更新）	台数構成は3台で1台予備との記載について、水位により2台同時運転を想定しているのかご提示いただけますでしょうか。	状況によっては2台同時運転も想定しています。
165	19	2	2				陶器配水場	別紙1 44/48ページにて低圧設備も今回更新と記載されています。機器および設備毎の停止可能時間をご提示いただけますでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。
166	19	2	2		(1)		自家発電設備（更新）	更新する自家発電設備の対象負荷、容量、始動方式をご提示いただけますでしょうか。	対象負荷については入札説明書等で示す予定です。容量については、事業者提案範囲となります。始動方法については、要求水準書(案)を参照してください。
167	19	2	2		(1)		自家発電設備（更新）	敷地境界における騒音規制値をご提示いただけますでしょうか。	本市HPを確認してください。
168	19	2	2		(1)	(カ)	自家発電設備（更新）	既設発電機撤去後の位置へ設置する場合、時期や期間を市側と協議した上で、更新時は自家発電設備によるバックアップが不可となる考えでよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。
169	19	2	2		(1)	(カ)	自家発電設備（更新）	構造的な条件などを満たせず、自家発電設備が屋内に設置できない場合は、周辺環境に配慮して屋外型としてもよろしいでしょうか。その際に必要な敷地内ボーリングデータがございましたらご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
170	19	2	2		(1)	(カ)	自家発電設備（更新）	周辺環境に配慮して屋外設置型とする場合、騒音規制を遵守する事に加え、目隠しフェンスなどで設備を覆うような視覚的にも配慮をする考えでよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。
171	19	2	2		(1)		減圧弁等（更新）	既設減圧弁φ250×1台、φ500×2台の更新ですが、各系統の配管を停止させた後に更新が必要です。更新の順番や停止時間や更新における基本思想をご提示いただけますでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。
172	19	2	2		(1)		減圧弁等（更新）	減圧弁をφ500×3台に更新するため、建屋の図面（断面、搬出入開口など）をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
173	19	2	2		(1)	(ア)	減圧弁等（更新）	既設減圧弁の電動機容量が変更することに伴う、既設継電器盤の機能増設は貴市の負担で実施して頂けると考えますがよろしいでしょうか。	事業者の事業範囲となります。
174	19	2	3		(1)		流入弁（高池）（更新）	流入弁の電動化に伴い、市側の負担で既設電源盤から電源を取り出す機能増設を実施して頂けると考えますがよろしいでしょうか。	事業者の事業範囲となります。
175	19	2	3		(1)		流入弁（高池）（更新）	別紙1 35ページに流入弁の電動化に伴い、電動弁制御盤を新設すると記載があります。電動弁制御盤の仕様条件をご提示いただけますでしょうか。	事業者提案の範囲となります。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
176	19	2	3		(1)	(ア)	流入弁（高池）（更新）	「高池への流入弁φ600（バタフライ弁）×2台を電動化すること。」とありますが、弁体を更新するにあたり2池ある配水池のうち1池を休止できると考えてよろしいでしょうか。もしくは連通弁などがあり片方のバルブを閉めても、もう一方のバルブにて運用可能と考えるとよろしいでしょうか。	1池運用とすることは可能です。 なお、連通弁はありません。
177	19	2	3		(1)	(ア)	流入弁（高池）（更新）	更新検討するにあたり配管の埋設位置や深さ、止水することができる既設バルブの位置、配管の管種などが分かる詳細図面が必要ですのでご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
178	19	2	3		(2)		流入制御弁（高地及び超高池）（将来新設）	「流入制御弁を将来設置予定であるため、水運用管理システムの設計に際して配慮すること」と記載がありますが、入出力装置に将来用の信号取り込みスペースを設けることと考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
179	19	2	2.11		(1)		東山制御所	減圧弁等の更新で、既設継電器盤の器具交換が発生した場合は今回の事業範囲外と考えるとよろしいでしょうか。	既設改造に伴い設置した機器も、更新・新設対象設備同様に引渡し後の性能維持については事業者の責任となります。
180	20	2	2		(1)	(ア)	水質モニター（更新）	別紙37～43ページの注記に「水質モニター以外については既設流用もしくは再利用するものとする」と記載がありますが、既設盤の図面をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
181	20	2	2		(1)	(ア)	水質モニター（更新）	別紙2ページのシステム構成図にINSネットで接続されている大保、城山台、桃山台、丈六、檜塚台岩室高地系の5箇所の水質モニターは収納盤、水質モニターは既設流用し、伝送装置のみ更新と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
182	20	2	2		(1)	(ア)	水質モニター（更新）	別紙2ページのシステム構成図にINSネットで接続されている大保、城山台、桃山台、丈六、檜塚台岩室高地系の5箇所の既設盤の図面をご提示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
183	20	2	2		(1)	(オ)	水質モニター（更新）	収納盤仕様の記述がありますが、別紙37～43ページの注記に「水質モニター以外については既設流用もしくは再利用するものとする」と記載があります。新盤を製作せずに既設流用する考えですがよろしいでしょうか。	別紙29/48に示す通り、モニター盤を含め収納機器も更新としてください。
184	23	3	3	オ)	(4)		工事期間中の対応	「工事期間中の汚水、雑排水及び雨水排水は事業者において対応すること。」と記載がありますが、この対応とは排水水質基準に遵守すべく適切な処理を行い排水を行うこととの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
185	25	4	4.1	オ)			維持管理業務の内容	本業務には、植栽管理業務（除草・剪定など）は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	補助業務として実施していただく場合があります。
186	25	4	4.2	ア)	(1)		緊急時の対応業務	更新・新設対象外設備の修繕は、貴市が実施することとなりますが、貴市の都合により初期対応が長期化し、事業者に過度に負担が生じた場合、貴市に対し費用の負担を求めることができるかご提示いただけますでしょうか。	初動対応は事業者の負担です。 事業期間中に協議には応じます。
187	25	4	4.5	ア)	(6)		修繕の実施	更新・新設対象外設備の修繕は、貴市が実施することとなりますが、令和6年度以降に貴市が実施を予定している修繕及び更新の計画についてご提示される理解でよろしいでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
188	29	4	4.2	キ)			業務実施に当たっての留意事項	同頁ク)に記載の資格を有する「運転責任者を24時間配置すること」と記載がありますが、現場組織内の指揮命令系統の一本化、および貴市との連絡窓口を業務責任者が担い、業務責任者が不在時に運転責任者がこの責務を代理する責任範囲を明確（偽装請負と捉えられる状態を避ける）にするため、運転責任者は夜間の交代人員と分別することが適切と考えます。 そのため、本項の記載から「24時間」という条件を除し、「運転責任者を配置すること」として頂けないでしょうか。	閉庁時も含めて24時間、異常時の対応を行う場合を想定し、運転責任者に要求水準書（案）記載の能力を必須としています。
189	29	4	4.2	キ)	(2)		運転責任者を24時間配置すること	当社では昼間と夜間の交代制で従事者を配置します。毎日の夜間配置従事者の中にも運転責任者を選任して配置させるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
190	29	4	4.2	キ)	(2)		業務実施に当たっての留意事項	「運転責任者を24時間配置すること。」とあり、運転責任者の条件には、水道技術管理者、技術士又は技術士補、第1～3の電気主任技術者のいずれかの資格を有する者となっております。平日昼間の貴市との打合せや協議等への参加、メーカー点検や修繕等における対応者として運転責任者を配置することは妥当と理解します。しかし、複雑な操作や他者との連携が少ない休日夜間においては、運転責任者の配置を求めなくても問題ないと考えます。 「24時間」を削除していただけないでしょうか。もしくは、次項ク) (1) のa,b,cに加え、「水道施設管理技士3級以上」を追記いただけないでしょうか。	ご意見として頂戴します。
191	29	4	4.2	ク)	(3)		運転責任者の責務等	「毎日定時に業務報告を行うこと。」とありますが、貴市に対して開庁日に実施するとの認識でよろしいでしょうか。その際、対面以外の報告もお認めいただけますでしょうか。	お見込みのとおりです。 業務内容の報告及び市からの指示等が適切になされる環境であれば、対面以外の報告でも構いません。 詳細は、維持管理業務の業務計画書（要協議事項・市の承認必要）にて規定します。
192	32	4	4.3	オ)	(12)		市職員業務への補助従事作業	補助従事作業について、有資格者による作業の必要性を判断するため、作業内容、必要人員等の指示の方法をご提示いただけますでしょうか。	作業内容につきましては、要求水準書（案）別紙6を参照してください。 必要人員については、別途協議の上で依頼します。
193	32	4	4.3	オ)	(2)		水道メーター・電力量計等の検針	水道メーター・電力量計の検針を実施するにあたり専門的な機器等は必要でしょうか。また実施箇所数及び頻度についてもご提示いただけますでしょうか。	専門的な機器は不要です。 水道メーターの検針は、御池台配水池・岩室配水場・陶器配水場・東山制御所・菅生配水池が偶数月10日実施、 桃山台配水場が毎月25日実施（次亜塩素室及びポンプ室）、 家原寺配水場が毎週実施（取引メーター及び灌水メーター及び水質試験棟メーター）、 浅香山配水場が毎週実施（取引メーター及び沈水管メーター）です。 また、電力量計の検針は、晴美台配水場が毎月20日実施です。 排水ポンプの運転時間の確認は、桃山台配水場が毎月25日実施、 登美丘立坑が偶数月20日前後に実施です。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
194	32	4	4.3	オ)	(7)		その他の業務	「可搬式発電機」とありますが、貴市支給品との認識でよろしいでしょうか。また、主な使用目的、台数、定格出力、重量についてご教示いただけますでしょうか。	可搬式発電機は市が支給しています。主な使用目的等は契約締結後の協議で提示します。
195	32	4	4.3	オ)	(10)		その他の業務	補充する災害対策備品は貴市からご提供して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。また、補充の頻度についてご提示いただけますでしょうか。	災害対策備品は本市から提供します。また補充の頻度は、懐中電灯の乾電池の交換を年に一回程度想定しています。
196	32	4	4.3	オ)	(11)		その他の業務	道路上での維持作業（減圧弁室内の排水）は、豊田減圧弁室を含む4箇所という認識でよろしいでしょうか。また、作業頻度についてご提示いただけますでしょうか。	4箇所の減圧弁室内の排水作業は、3か月に1回の頻度で実施しています。その内、道路上での維持作業が必要なのは、野々井減圧弁室・桃山台減圧弁室の2箇所になります。
197	32	4	4.3	オ)	(11)		その他の業務	「道路上での維持作業（減圧弁室内の排水）」とありますが、交通誘導員の配置が必要な施設をご教示願います。	「道路上での作業を行う場合に警察署の道路使用許可を受けること」としており、最終的には警察署の判断になります。現在の巡視点検業務では、交通誘導員の配置が必要な施設はありません。
198	32	4	4.3	オ)	(12)		その他の業務	市職員業務への補助従事作業とは、具体的にどのような作業を想定されていますでしょうか。	市職員業務への補助従事作業としては下記を想定しています。 ・配水池清掃や清掃後の配水池内面目視調査 ・市発注業務等における配水施設での現場立会 ・配水施設内の除草や剪定作業 ・各種調査業務 ・市が主催する震災訓練等への参加とその対応
199	33	4	4.3	オ)	(13)		次亜塩素素	次亜塩素酸ナトリウムの受入れについては、貴市が対応されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
200	33	4	4.5	ア)	(3)		保守点検業務（更新・新設対象外設備）	「保守点検内容は過去の保守点検実績（別紙9）を基本とする」とありますが、現在の実施頻度についてご教示いただけますでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
201	33	4	4.5	ア)	(5)		器具・機械類、消耗交換部品に係る費用	項目や金額などの実績をご提示いただけますでしょうか。	保守点検の項目等の実績については実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。保守点検委託業務等の契約金額については堺市上下水道局HPにてご確認ください。
202	33	4	4.5	ア)	(7)		アセットマネジメント	今回整備する設備台帳システムに移設可能な、更新・新設対象外設備の電子データは、提供していただけますでしょうか。	現在保持している電子データで可能な出力形式で提供することは可能です。
203	34	4	4.6	イ)	(3)		高圧受電設備の電気主任技術者	「電気主任技術者は事業者が配置すること」と記載されていますが、更新・新設対象外設備については修繕を貴市で対応いただくため、事業者は電気事業法上の「維持・管理の主体」に該当せず、みなし設置者になれないと考えます。本事業範囲において事業者が「みなし設置者」になることが可能か、ご確認いただけますでしょうか。事業者が「みなし設置者」になれない場合、ア)特別高圧受電設備と同様、電気主任技術者は貴市で配置いただき、事業者は保安規定に基づき点検を行う、といった業務範囲にしていきたいです。	SPCを構成する維持管理業務を担う構成員がみなし設置者となることが可能との認識です。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
204	34	4	4.6	ウ)	(3)		自家発電設備の電気主任技術者	「電気主任技術者は事業者が配置すること」と記載されていますが、更新・新設対象外設備については修繕を貴市で対応いただくため、事業者は電気事業法上の「維持・管理の主体」に該当せず、みなし設置者になれないと考えます。本事業範囲において事業者が「みなし設置者」になることが可能か、ご確認いただけますでしょうか。事業者が「みなし設置者」になれない場合、ア)特別高圧受電設備と同様、電気主任技術者は貴市で配置いただき、事業者は保安規定に基づき点検を行う、といった業務範囲にさせていただきたいです。	SPCを構成する維持管理業務を担う構成員がみなし設置者となることと可能との認識です。
205	34	4	4.6				自家用電気工作物保安管理業務	過去の点検報告書をご提供していただけないでしょうか。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
206	34	4	4.6	ア)イ)ウ)			自家用電気工作物保安管理業務	現在の保安規定をご教示願います。	実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
207	34	4	4.6	イ)	(2)		自家用工作物一覧表	別紙10に「小平尾配水場（高圧受電）、さつき野配水池（低圧受電）について、自家用電気工作物を廃止するまでの間は対象とすること」と記載ありますが、令和10年度までは点検対象とし、令和11年度以降は点検対象外の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、休止施設としたタイミングで事業者にお伝えします。休止施設となるまでは点検対象となります。
208	35	4	4.7	ア)	(2)		準備業務	「事業者は、準備期間中に既事業者から、業務の引継ぎを受けること。」とありますが、既事業から十分な引継ぎを受けられない事例が散見されます。また、技術継承も考慮して、引継ぎに関しては市、既事業者及び事業者の三者で実施するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
209	35	4	4.7	ウ)	(1)		施設の状態	事業期間終了後1年以内に要求水準を満足できなくなったことが、事業者帰責であることの立証は市で実施するという理解でよろしいでしょうか。	事業者において、抗弁としての「事業者に帰責性がないこと」の主張立証責任を負うと考えます。
210	35	4	4.7	ウ)	(1)		施設の状態	「更新・新設対象設備は事業期間終了時において要求水準を満足することを確認し、軽度の汚損、経年劣化を除いて著しい損傷がない状態（事業期間終了後1年以内に修繕を要することのない状態）とすること。」とあります。1年以内に修繕を要するかどうかは、後継者の維持管理方法に依存すると考えます。そのため、下記のとおり変更していただけないでしょうか。「更新・新設対象設備は事業期間終了時において要求水準を満足することを確認し、軽度の汚損、経年劣化を除いて著しい損傷がない状態とすること。事業期間終了後1年以内に要求水準を満足できなくなった場合は、事業者で修繕等を行い、機能回復を行うものとする。」	ご意見として頂戴します。
211	35	4	4.7	イ)	(2)		引継ぎ業務	「事業者が事業期間に結んでいる水運用に必要となる契約についても必要に応じて引継ぎができる様に協力」とありますが、「水運用に必要となる契約」とは具体的に何を想定されているのかご教示いただけますでしょうか。	例えば通信契約の名義変更等が考えられます。

要求水準書（案）に関する質問・意見の回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	質問・意見	回答
212	35	4	4.7	ウ)	(1)		施設の状態	<p>「更新・新設対象設備は事業期間終了時において要求水準を満足することを確認し、軽度の汚損、経年劣化を除いて著しい損傷がない状態（事業期間終了後1年以内に修繕を要することのない状態）とすること。」とありますが、1年以内に修繕を要する状態となるか否かは、後継者の維持管理にも左右され、事業者がコントロールできる範疇を超えています。よって、当該箇所の変更を検討いただけないでしょうか。</p> <p>【参考案】 「更新・新設対象設備は事業期間終了時において要求水準を満足することを確認し、軽度の汚損、経年劣化を除いて著しい損傷がない状態とすること。ただし、事業期間終了後1年以内に更新・新設対象設備に修繕を必要とする事態が生じ、原因が事業者の瑕疵によることが明確な場合は、事業者で修繕等を行い、機能回復を行うものとする。」</p>	ご意見として頂戴します。
213	13 16 17 18	2 2 2 2	2.3 2.6 2.7 2.8	—	(1) (1) (1) (1)	(ケ) (コ) (コ) (コ)	配水管理センター 浅香山配水場 桃山台配水場 岩室配水場	必要となる接地極を新たに設置しと記載ありますが、不足する接地極を新設し、流用できる接地極は、流用してもよろしいですか。	お見込みのとおりです。
214	15 16 17 18 19	2 2 2 2 2	2.5 2.6 2.7 2.8 2.10		(3) (2) (2) (2) (1)	(イ) (イ) (イ) (イ) (カ)	菅生配水池 浅香山配水場 桃山台配水場 岩室配水場 陶器配水場	<p>消防協議を確実に進めるため、以下の情報提供をお願いします。</p> <p>①自家発電設備が設置可能な候補エリア ②候補エリアの耐荷重条件・埋設物条件等</p>	<p>①事業者提案の範囲となります。</p> <p>②耐荷重につきましては、入札説明書等で示す予定です。埋設物条件につきましては、実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。</p>
215	29 32	4	4.2 4.3	ク) キ)			運転責任者、巡視責任者について	運転責任者と巡視責任者は兼務可能でしょうか。また、兼務不可の場合においても、例えば運転責任者が配水施設巡視点検業務を行うこと等については問題無いでしょうか。	両方の責任者として選任することは可能ですが、運転責任者の立場で従事している時は他業務に従事できません。しかし、運転責任者の立場で従事していない場合、他業務に従事しても構いません。巡視責任者も同様です。
216	8 12	2 -	2.1 2.2		オ) オ)		既設改造(2) その他事項	コア抜きや発電機の開口等による土木建築物への影響（構造計算やその追加処置）は除外とさせて頂けないでしょうか？土木建築物が古い場合、土木建築物の補強が必要となった場合などにおいて、本事業の費用内では対応できない可能性があるためです。	ご意見として頂戴します。
217						別紙 配置 図	更新・新設対象設備	<p>①全施工箇所の配置図を提供願います。</p> <p>②図面には全機器が記載されていますでしょうか。</p>	①②実施方針における資料閲覧で提示していましたが、再提示の対応を検討します。
218						別紙 単結	更新・新設対象設備	単結に不要な負荷があればご教示ください。	入札説明書等で示す予定です。
219	別紙5						既存の故障マニュアル	運転管理における既存の水運用マニュアルを開示願います。	契約締結後に提示します。
220	別紙6						巡視点検業務	交通整理員の人数については、道路使用許可により1名となる場合でも2名必要でしょうか。交通誘導に有する資格保持者の配置が必要との理解でよろしいでしょうか。	警察署の判断に従ってください。現状は資格保持者の配置は求められていません。